

日本政策金融公庫融資のご案内 -平成23年8月10日現在-

融資制度名	限度額(万円以内)	年利(%)	期間(年)	担保	保証人	主な対象要件
小規模事業者経営改善資金(マル経資金)	1,500	1.85	設備 10年以内 運転 7年以内	不要	不要	従業員が商業・サービス業で5人以下、製造業その他で20人以下の方 所沢商工会議所地区内で1年以上事業を行い、所沢商工会議所の経営指導を原則6ヶ月以上受けている方
普通貸付	4,800	基準金利 2.15~	設備 10年以内 運転 5年以内 特定設備 20年以内	必要に応じて担保提供	1人以上	ほとんどの業種の中小企業者にご利用いただけます。(金融業、投機的事業、一部の遊興等の業種の方はご利用になれません。) 生活衛生関係(飲食店、喫茶店、理・美容業、クリーニング業、旅館業など)の方の設備資金は、生活衛生融資をご利用ください
生活衛生融資一般貸付	7,200~4億円(業種により異なる)	基準金利 2.15~	設備 13年以内	必要に応じて担保提供	1人以上	生活衛生関係(飲食店、喫茶店、クリーニング業、旅館業など)を営む方 運転資金については普通貸付をご利用ください。 申込金額が 300万円を超える場合は、お店の所在地の県知事推薦が必要
新創業融資制度	1,000	3.8	設備 7年以内 運転 5年以内	不要	不要	次の1~3の すべての要件に該当する方 1 創業の要件 新たに事業を始める方、または事業開始後税務申告を 2期終えていない方 2 雇用創出、経済活性化、勤務経験または修得技能の要件 次のいずれかに該当する方 (1) 雇用の創出 を伴う事業を始める方 (2) 技術やサービス等に工夫を加え多様なニーズに対応する事業を始める方 (3) 現在お勤めの企業と同じ業種の事業を始める方 で、次のいずれかに該当する方 (ア) 現在の企業に継続して 6年以上お勤めの方 (イ) 現在の企業と 同じ業種に通算して6年以上お勤めの方 (4) 大学等で修得した技能等と密接に関連した職種に継続して2年以上お勤めの方で、その職種と密接に関連した業種の事業を始める方 (5) 既に事業を始めている場合は、事業開始時に(1)~(4)のいずれかに該当した方 3 自己資金の要件 事業開始前、または事業開始後で税務申告を終えていない場合は、 創業資金の3分の1以上の自己資金(注)を確認できる方 (注) 事業に使用される予定のない資金は、本要件における自己資金には含まれません。
第三者保証人等を不要とする融資	4,800	2.8	設備 10年以内 運転 5年以内	不要	(法人)原則代表者のみ (個人)原則不要	次のいずれの要件にも該当する方 1 税務申告を2期以上行なっている法人・個人 2 原則として法人税・所得税を完納している法人・個人 3 最近の業績から、第三者保証人がなくても融資できると認められる法人・個人
経営環境変化資金セーフティネット貸付	4,800	基準金利 2.15~	設備 15年以内(据置3年以内) 運転 5年以内(据置1年以内)	要相談	要相談	社会的、経済的環境の変化などにより、次の1に該当し、かつ、2の要件を満たす方 1 次の(1)から(7)までのいずれかの経営状況になっている方 (1)最近の決算期における売上高が前期もしくは前々期に比べ5%以上減少していること、または最近3ヵ月の売上高が前年同期もしくは前々年同期を下回り、かつ、今後も売上減少が見込まれること。 (2)最近の決算期における純利益額または売上高経常利益率が前期または前々期に比べ悪化していること。 (3)最近、回収条件の長期化または支払条件の短縮化など取引条件が悪化していること。 (4)社会的な要因による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来していること、または来すおそれのあること。 (5)最近の決算期において、赤字幅が縮小したものの税引前損益または経常損益で損失を生じていること。 (6)前期の決算期において、税引前損益または経常損益で損失を生じており、最近の決算期において、利益が増加したものの利益準備金および任意積立金の合計額を上回る繰越欠損金を有していること。 (7)前期の決算期において、税引前損益または経常損益で損失を生じており、最近の決算期において、利益が増加したものの債務償還年数が15年以上であること。 2 中長期的にみて、業況が回復し、かつ、発展することが見込まれること。 1雇用の維持または拡大を図る場合は、【基準利率-0.2%】 2次 または に該当する場合は、【基準利率-0.3%】 最近3ヵ月における売上高、売上高総利益率または売上高営業利益率が前期に比し5%以上減少している場合 最近1ヵ月間の売上高等が前年同期に比して、20%以上減少しており、かつ、その後2ヵ月間を含む3ヵ月間の売上高等が前年同期に比して 20%以上減少することが見込まれる場合 3 前1および2のいずれの要件も満たす場合は、【基準利率-0.5%】
災害復旧貸付	各融資制度の限度額に1災害あたり上乘せ3,000	各融資制度による	各融資制度のご返済期間以内	各融資制度による	各融資制度による	【対象者】 災害により被害を受けた方 【東北地方太平洋沖地震災害による特例】 平成23年東北地方太平洋沖地震災害により被害を受けた全国の中小企業者及び中小企業団体(事業協同組合等)で、事業所または主要な事業用資産については、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる損害を受けた旨の証明を市町村等から受けた方(直接被害)及び被害を受けた方の事業活動に相当程度依存しているため、自らの売上が大幅に減少している等で、当該事実に係る証明を経済産業局から受けた方等(注)(間接被害)(注)証明の発行手続きについては、公庫が窓口となっておりますので、直接公庫までご相談ください。 利率 融資後3年間 は、基準利率から 0.9%を基本として引き下げ 利率引き下げ適用の限度額(「災害復旧貸付」の融資限度額の内枠) 1千万円(中小企業団体(事業協同組合等)の場合は3千万円) 利率引き下げの適用期間 平成23年3月11日()から平成23年9月11日までに「災害復旧貸付」を受ける方について融資後3年間()既に災害復旧貸付を受けた方についても、融資実行日まで遡って適用されます。

所沢市中小企業制度融資のご案内(申込先は所沢市役所 商工労政課になります) -平成23年4月1日現在-

融資制度名	限度額(万円以内)	年利(%)	保証料(%)	期間(年)	担保	保証人	主な対象要件
特別小口資金(年間支払子額の30%以内で事業者への利子補給有)	1,250	1.75 実質負担 1.225	0.8以内	設備 10年以内(据置6ヶ月) 運転 7年以内(据置6ヶ月)	不要	不要	市内に事業所を有し同一事業を引き続き1年以上営んでいること 個人の方は、市内に引き続き1年以上居住していること 所沢市税の納税義務者で市税を滞納していないこと 信用保証協会の代位弁済による債務のない者 営業に必要な許認可を取得していること 申込の日以前一年間において、市民税の所得割額(法人の場合は法人税割額)がある者 特別小口資金の残高以外に信用保証協会の保証付借入の残高がないこと 小規模企業者【常時使用する従業員20人以下(商業サービス業は5人以下)】で特定業種を行っているもの
新規創業支援資金(利子補給なし)	1,000	1.0	0.8	設備 10年以内(据置1年) 運転 7年以内(据置1年)	不要	要件は不要 要件は代表者	【共通】 所沢市税の納税義務者で市税を滞納していないこと 信用保証協会の代位弁済による債務のない者 営業に必要な許認可を取得していること 【事業を営んでいない個人で1ヶ月以内に市内で事業を開始する計画がある方】 ・ 借入金と同額以上の自己資金 を有していること・市内に住民登録がされていること 【事業を営んでいない個人で2ヶ月以内に市内に会社を設立し、市内で事業を開始する計画がある方】 ・ 借入金と同額以上の自己資金 を有していること・市内に住民登録がされていること 【市内に会社を既に設立しており、その事業を継続しつつ、市内に新しい会社を設立し市内で事業を開始する会社】 ・自己資金要件はなし・市内に法人登記がされていること 【事業を開始してから3年未満の個人】 ・自己資金要件はなし・市内に住民登録がされていること 【設立してから3年未満の会社】 ・自己資金要件はなし・市内に法人登記がされていること

平成23年度 埼玉県中小企業制度融資 一覧表 (金融機関を通じて行う融資です) -平成23年7月19日現在-

制度名	限度額 (万円以内)	利率 (%以内)	保証料率 (%以内)	期間	担保	保証人	主な対象要件
経営安定資金 (大臣指定等貸付)	設備 5,000 (災害復旧関連のみ。組合の場合1億円) 運転 5,000 (災害復旧関連の組合の場合6,000)	1.3	0.8	設備 10年(据置2年) 災害復旧関連のみ 運転 7年 (据置1年 災害復旧関連の場合2年以内据置)	金融機関と信用保証協会の協議で定める	個人:不要 法人:代表者	【指定企業関連の場合】次のいずれかに該当する中小企業者・中小企業組合 経済産業大臣が指定した再生手続き開始申立て等の企業に債権を有する方 経済産業大臣が指定した事業活動の制限を行っている企業・地域に関連する方 【災害復旧関連の場合】次のいずれかに該当する中小企業者・中小企業組合 経済産業大臣の指定する災害その他の突発的事由の影響を受け、市町村長の認定を受けた方 激甚災害を受け災害関係保証を利用する方 【特定業種関連の場合】 経済産業大臣の指定業種を営む方で、 売上が減少するなどしており、市町村長の認定を受けた中小企業者 【金融円滑関連の場合】 取引先金融機関の破綻の影響を受けており、市町村長の認定を受けた中小企業者・中小企業組合
経営安定資金 (震災特別貸付)	設備 5,000 運転 5,000 (併用1億円限度)	0.9	0.7	設備 10年(据置2年) 運転 7年(据置2年)	金融機関と信用保証協会の協議で定める	個人:不要 法人:代表者	【特定被災地域内 1】 1特定被災区域:災害救助法が適用された市町村等(岩手県・宮城県・福島県の全域、青森県・茨城県・栃木県・千葉県・新潟県・長野県の一部の市町村) (1)特定被災区域内の事業所が、地震・津波により直接の被害を受けている方 (原発事故に係る警戒区域等内に事業所を有する方を含む) (2)特定被災区域内に事業所を有し、震災後3か月の売上が前年同期比 10%の方 【特定被災地域外】 (3)特定被災区域の事業者との取引関係により、震災後3か月の売上が前年同期比 10%の方(減少見込みを含む) (4)震災災害により風評被害による契約の解除等の影響で、震災後3か月の売上が前年同期比 15%の方(減少見込みを含む)
経営あんしん資金	運転 5,000	1.8	0.45~1.64	運転 7年(据置1年)	原則不要	個人:不要 法人:代表者	最近3ヶ月の平均売上が前年同期と比較して減少している、もしくは減少する見込みである方。または、 最近3ヶ月の平均売上利益率もしくは、平均営業利益率が前年同期と比較して減少している、または、減少する見込みのある方
事業資金 一般貸付	設備 6,000 (組合3億円) 運転 5,000 (組合6,000)	2.0	0.45~1.64	設備 10年(据置1年) 運転 7年(据置1年)	金融機関と信用保証協会の協議で定める	個人:不要 法人:代表者	中小企業者と中小企業組合とその組合員 県内に事業所を有し同一事業を1年以上営んでいること 事業税を完納していること 事業税対象外業種を営む方は県民税および市町村民税を完納していること 事業に必要な許可を取得していること
事業資金 短期貸付	運転 2,000 (組合5,000)	1.5 保証付は1.1	0.45~1.64	6ヶ月以内 (割賦または一括)			
小規模事業資金	設備 1,250 運転 1,250 (運転は近況決算の売上高の1/4まで) (併用1,250限度)	1.9	0.5~1.76 個人で特別小口利用の場合は0.8	設備 10年(据置1年) 運転 7年(据置1年)	不要	個人:不要 法人:代表者	県内に事業所を有し同一事業を1年以上営んでいること 事業税を完納していること 小規模事業者であること。【常用する従業員が20人(商業・サービス業は5人)以下】 融資を希望する金融機関との間に6ヶ月以上の事業取引(借入、手形割引、当座預金)がない場合には現地確認調査を行いません。
起業家育成資金 新事業創出貸付	設備 1,500 運転 1,500 (廃業経験方は1,000限度)	1.3	0.8	設備 10年(据置1年) 運転 7年(据置1年)	不要	個人:不要 法人:代表者	具体的な計画を持ち新たに開業しようとする方、または創業5年未満の方(廃業経験があり新たに事業を開始しようとする方または創業5年未満の方を含む) 個人が創業する場合、開業に係る経費の50%以上の自己資金を有する方
起業家育成資金 独立開業貸付	設備 3,000 運転 1,500 (併用3,000限度)	1.4	0.45~1.59	設備 10年(据置1年) 運転 7年(据置1年)	金融機関と信用保証協会の協議で定める	個人:不要 法人:代表者	事業開始から2年を経過しておらず、次のいずれかに該当する方 法律に基づく資格を有し、その資格を活かして開業しようとする方 1年以上勤務した経験のある業種(職種)で開業する方 フランチャイズ契約を締結して開業する方 開業後6ヶ月を経過している方 特許法等に基づく設定登録を受けた技術等をもって事業を開始する方 事業を継承し開業する方 ※開業前の申込の場合、開業全体経費のうち20%(要件⑥の場合は20%または1,000万のうち低額である方の金額)以上の自己資金が必要
借換資金	運転 1億円	金融機関所定	0.45~1.64 セーフティネット保証1~6号利用の場合は0.8 7.8号利用の場合は0.68	運転 10年(据置1年)	金融機関と信用保証協会の協議で定める	個人:不要 法人:代表者	平成22年3月31日以前に借り入れた制度資金の融資残高があり、最近3ヶ月の平均売上高、平均売上総利益率または平均営業利益率が過去3年間のいずれかの年の同期よりも減少している方(今後3ヶ月の減少見込みを含む) ただし、事業資金(短期資金)、企業成長サポート資金、スーパーサポート資金、パワーアップ資金、企業活力強化資金、中小企業高度化事業資金を除く 複数の資金を1本化する場合は、H22年度以降に借入れた資金を含めることができる
産業創造資金	設・運 1億円	1.6	0.45~1.64 ただし対象要件で申し込む場合は0.88	設備 10年(据置2年) 運転 7年(据置1年)	金融機関と信用保証協会の協議で定める	個人:不要 法人:代表者	次のいずれかに該当する中小企業者・中小企業組合 災害に備え防災対策の整備をしようとする方 従業員の子育て支援、福利厚生施設の設置改修または障害者の雇用に取組む方 商店街や地域観光の活性化に取組む方 計画に基づき事業承継する方(中小企業者に限る) 新事業活動促進法に基づき経営革新計画または異分野連携新事業分野開拓計画を実施しようとする方 地域住民や従業員にとって快適な工場を建設する方 海外生産等の投資を行なう方 彩の国工場指定企業のうち新たに社会貢献活動に取組む方 知的財産権に係る技術を活かし事業を行う方 その他研究開発・福利厚生施設の設置改修等、企業価値の向上に取組む方
事業資金 スーパーサポート資金	法人 設・運 5,000 個人 設・運 1,500	金融機関所定	0.45~1.65	設備 5年 (据置6ヶ月) 運転 5年 (据置6ヶ月)	不要	個人:不要 法人:代表者	事業歴2年以上で2期以上の決算申告を実施している法人(一過性の債務超過にあるものの、総合的に見て経営内容が正常で返済能力を有し事業継続が見込まれる方を含む)と個人 取引金融機関のスコアリングシステムで所定の判定を経ることが必要
企業成長サポート資金	設備 1億5,000 土地・建物取得の場合は2億円 運転 5,000	10年以内 1.8% 10年超 2.0%	0.45~1.64	設備 10年(据置2年) 土地・建物取得の場合は15年(据置2年) 運転 7年(据置2年)	金融機関と信用保証協会の協議で定める	個人:不要 法人:代表者	成長分野への進出または成長分野における事業拡大を図るために設備投資を行なおうとする中小企業者・中小企業組合 運転資金の利用は設備投資に伴い必要となる経費に充てる場合に限り
企業パワーアップ資金	設備 1億5,000 運転 1億5,000	金融機関所定	0.45~1.59 セーフティネット保証1~6号利用の場合は0.8 7.8号利用の場合は0.68	設備 10年(据置1年) 運転 10年(据置1年)	金融機関と信用保証協会の協議で定める	個人:不要 法人:代表者	次のいずれかに該当する中小企業者 埼玉県中小企業再生支援協議会の支援を受けて経営改善計画(以下:計画)を策定した方 2期連続経常赤字または債務超過の方で、金融機関と連携し計画を策定した方 2期連続実質赤字または実質債務超過の方で、金融機関と連携し計画を策定した方 整理回収機構に債権が譲渡されている方で、金融機関と連携し計画を策定した方
青空再生低公害車 導入資金 (H23年度で廃止) (温暖化対策課 所管)	1億5,000	要件 1.8 要件 1.1	金融機関と信用保証協会の協議で定める	10年(据置1年)	金融機関と信用保証協会の協議で定める		県内で1年以上事業を営んでいる中小企業者・中小企業組合で次のいずれかに該当する方 最新排出ガス規制適合車への買換えを行う方 指定低公害車の購入または粒子状物質減少装置の購入・装着を行なう方
環境みらい資金 (温暖化対策課 所管)	1億5,000	1.55 (保証付1.25)	金融機関と信用保証協会の協議で定める	融資額3,000万超 10年 融資額3,000万以内 7年	金融機関と信用保証協会の協議で定める		【対象者】 県内で1年以上事業を営んでいる中小企業者及びこれに準ずる方(事業協同組合、企業組合等「中小企業団体の組織に関する法律」に規定する中小企業団体)ただし、大企業でも申し込めるものもある。 【対象経費】 公害の防止(ばい煙排出抑制施設、粉じん防止施設、汚水処理施設、悪臭防止施設ほか) 地球温暖化対策等(太陽光発電・風力発電設備などの新エネルギー利用設備ほか)

注意

融資制度の対象要件は、ここに表記されていないものもありますので、詳しくは当所にご相談の上ご確認ください。ご来所の際には2期分の決算書をお持ちください。審査結果によっては、お客様のご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

ご相談・お問合せ先: 所沢商工会議所 中小企業相談所
TEL:04-2924-5581 FAX:04-2923-6600